

北海道ジャージー酪農振興協議会 規約

(目 的)

第1条 この会は、北海道内のジャージー種の改良及び振興を積極的に推進するとともに会員相互の連携と意志疎通を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この会を北海道ジャージー酪農振興協議会という。

(事 業)

第3条 この会は、目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の連絡、協調。
2. 共進会、研修会、交流会の開催と推進。
3. 全国ジャージー酪農振興協議会に対する北海道内の意見反映。
4. 日本ジャージー登録協会役員の選出に関する事項。
5. 乳牛改良に関する調査研究および技術交流
6. その他目的達成に必要な事項

(事 務 局)

第4条 この会の事務局は、北海道ホルスタイン農業協同組合内におく。

(構成・会員)

第5条 この会の目的に賛同するジャージー飼養者及び個人・関係団体をもって構成する。

(脱 退)

第6条 脱退は、事業年度終了の60日前までに予告しなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、年会費として通常総会時に3,000円を納入しなければならない。
ただし、脱退時の会費の返還はしない。

(贊助会員)

第8条 本会の目的に賛同し、会長が役員会の議決を経て別に定める入会申込書を本会に提出して会長の承認を受けたものは、贊助会員となることができる。

2. 贊助会員は、総会で贊助会費30,000円を納入しなければならない。
3. 贊助会員は、本会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、本会の事業に参加することができる。
4. 贊助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を脱退する。
 - (1) 贊助会員から脱退の申し出があったとき。
 - (2) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。
 - (3) 死亡又は解散したとき。
 - (4) 贊助会費を引き続き2年以上納入しないとき。

(役 員)

第9条 この会に役員として会長1名、副会長1名、理事若干名、監事2名をおく。

1. 会長はこの会を代表し、業務運営を総括処理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事は会の目的に沿って業務を執行する。
4. 監事は会計を監査する。

(顧 問)

第10条 この会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は、3 年とする。但し、再選を妨げない。

(会議)

第 12 条 この会は事業執行のため次の会議をもつ。

1. 通常総会

毎年 1 月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催できる。

議決は出席した会員の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

総会は出席者によって成立する。

議長は、会長とする。

次の事項は、総会の議決を経なければならない。

ア. 規約の変更

イ. 事業計画および収支予算

ウ. 会費の額および徴収方法

エ. 事業報告および収支決算

オ. 役員の選任

カ. 全国ジャージー酪農振興協議会の加入・脱退

キ. 日本ジャージー登録協会役員の選出

ク. その他、役員会で必要と認めた事項

2. 役員会

会長が必要と認めた時は役員会を開催することができる。

次の事項は、役員会の議決を経なければならない。

ア. 会の運営に関する事項

イ. 総会に付議すべき事項

ウ. 総会決議事項の執行に関する事項

エ. その他、会長が必要と認めた事項

(事業年度)

第 13 条 この会の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(経費の支弁方法)

第 14 条 この会の経費は、会費および助成金、その他収入をもって支弁する。

(その他)

第 15 条 この規約に定めのない事項は役員会がこれを定める。

付 則

1. この規約は、平成 19 年 5 月 23 日から施行する。

2. この規約は、平成 20 年 5 月 24 日から施行する。

3. この規約は、平成 21 年 1 月 17 日から施行する。

ただし、施行日以前に終身会費として 15,000 円を納入した会員については、入会年を含め 5 年分を前納したものとし、5 年経過後に年会費を納入依頼することとする。

4. 道内農業高校・高校農業専攻科の会費は、平成 24 年度以後、免除とする。

5. 事務局の住所は、下記のとおり。

札幌市北区北 15 条西 5 丁目